

改正

令和4年3月10日告示第9号

令和7年3月28日告示第17号

韮崎市お試しハウス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、県外から本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）に対して登録有形文化財住宅条例（令和3年3月韮崎市条例第1号）に規定する登録有形文化財大村家住宅の一時使用の許可を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(お試しハウス)

第2条 お試しハウスは、移住検討者に対し、本市の風土及び本市での日常生活を体感するために居住する住宅として、登録有形文化財大村家住宅の土蔵を一時的に使用させるものとする。

(名称及び位置)

第3条 お試しハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 韮崎市お試しハウス

位置 韮崎市神山町鍋山1880番地1（登録有形文化財大村家住宅土蔵2階）

(申請手続)

第4条 お試しハウスを使用しようとする移住検討者は、韮崎市お試しハウス一時使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類（個人番号カード、自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し）

(2) 韮崎市滞在プラン（第2号様式）

(3) チェックイン・アウト時刻確認書

(許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、韮崎市お試しハウス一時使用許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）により当該移住検討者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

(使用期間及び回数)

第6条 お試しハウスを使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、3日以上7日以内とする。

2 前条に規定する許可書の交付を受けた移住検討者（以下「使用者」という。）は、使用期間が満了するに当たり、その後の予約がない場合において1回を限度に、市長の許可を得て、使用期間を延長することができる。この場合において、延長することができる使用期間は、7日以内とする。

3 お試しハウスを使用することができる回数は、同一の使用者につき、3回までとする（前項の規定による延長を除く。）。

(使用料)

第7条 お試しハウスの使用料は、無料とする。

2 お試しハウスの使用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及びお試しハウスに備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

3 お試しハウスの電気、ガス及び水道の使用料、受信料（地上契約に係るものに限る。）並びに廃棄物の処理に要する費用は、市が負担する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、お試しハウスの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 移住に関することについて、移住定住相談員から説明を受け、個別相談を行うこと。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。

(3) 第三者に対し、お試しハウスを転貸し、若しくは使用させ、又は第5条第1項の規定により許可を受けた権利若しくは許可書を譲渡しないこと。

(4) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

(5) お試しハウス（備付けの設備及び器具を含む。以下「お試しハウス等」という。）を適切に取り扱うこと。

(6) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(7) 清掃及び除雪を適宜行うこと。

(8) ごみを適切に処理すること。

(9) お試しハウス等に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得る

こと。

(10) お試しハウスの増築若しくは改築又は模様替をしないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、お試しハウス等を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(行為の禁止)

第9条 使用者は、お試しハウスにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄附の募集その他これに類する行為

(2) 事業又は営業

(3) 興行、展示会その他これらに類する催し

(4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布

(5) 政治活動又は宗教活動

(6) 動物の飼育

(7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(8) 建物の建築又は工作物の設置

(9) 前各号に掲げるもののほか、お試しハウス等の使用にふさわしくない行為

(許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者の許可を取り消すことができる。

(1) 前2条の規定に違反したとき。

(2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、許可した条件を履行しないとき、又はこれに違反したとき。

(明渡し)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに、お試しハウスを明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試しハウス等を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、使用者が第1項後段の規定による原状回復を行わないときは、使用者の負担において、これを行わせることができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第12条 市長は、お試しハウス等の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試しハウスに立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、お試しハウス等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試しハウスが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試しハウスで発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(電子申請に係る様式の特例)

2 電子情報処理組織を使用する方法（市長の使用に係る電子計算機とお試しハウス等を使用しようとする移住検討者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。）により手続を行う場合は、この告示に規定する様式にかかわらず、市長が定める様式によることができる。

附 則（令和4年3月10日告示第9号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第17号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(略)

(韮崎市お試しハウス事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際現に改正前の韮崎市お試しハウス事業実施要綱の様式の規定に基づき作成した用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。